平成２２年（フ）第６６号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1420
破産者　寺本　由子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1420
破産者　寺本　　親
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
奈良県宇陀市室生区三本松3945番地
破産者　山村美惠子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４５３５号
大阪府東大阪市日下町３丁目１―11、住民票上の住所大阪府八尾市青山町１丁目２番７号
破産者　ブーランジェリーM．カワベこと　川辺　龍也
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６４号
大阪市東住吉区山坂３丁目６番32―503号、前住所大阪市東住吉区中野４丁目12番29―307号　清川ビル
破産者　岩井　信幸
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２９号
大阪市西成区玉出中２丁目15番16―310号
破産者　荒井　　潤
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４２号
大阪府枚方市宮之阪２丁目３番８―506号、前住所大阪府東大阪市西堤学園町２丁目３番22―D201号
破産者　作田希世志
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１０号
大阪府八尾市東町６―214―２、開始決定時の住所大阪府八尾市西山本町６丁目５番19号
破産者　藤井　達也
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６９号
堺市北区東浅香山町２丁228番地１
破産者　藤井　秀司
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６５号
大阪市城東区鴫野東３―10―14、住民票上の住所大阪市城東区今福西２丁目15番10号
破産者　池上　　忍
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６６号
大阪市城東区鴫野東３―10―14、住民票上の住所大阪市城東区今福西２丁目15番10号
破産者　池上　泰子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２０号
大阪府岸和田市東ヶ丘町808―39、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目１番12号　赤川マンション302
破産者　佐藤　幸雄
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３２４号
大阪市東淀川区大桐２丁目３番８号　太田ハイツ２Ａ号、事業所所在地大阪市東淀川区豊新２丁目16番14号
破産者　神戸屋バライエテイシヨツプこと　中島　清美
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７７号
大阪府東大阪市岩田町６丁目１番53号
破産者　東　　盛文
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６９３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番14号　朝日プラザ天王寺北502号
破産者　泉　　道和
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７４号
大阪府東大阪市柏田本町12番14号
破産者　中野幸一こと　金　　幸一
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１４号
大阪市旭区大宮４丁目４番５号、開始決定時の住所大阪府豊中市庄内幸町３丁目21番10―402号
破産者　三好　　良
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０７２号
大阪府吹田市千里山月が丘２番１―203号
破産者　猪上　利勝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１３号
大阪府岸和田市南町34番13号
破産者　牧野　智治
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部